



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

インボイス制度について(No.1)

令和5年10月1日より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

現在導入されている区分記載請求書等保存方式は、「軽減税率対象の旨」と「税率ごとの対価の合計額(税込)」の記載を求めるものです。インボイス制度(適格請求書等保存方式)ではこれに加え、「税率ごとの消費税額および適用税率の記載」が必要になります。つまり、8%と10%、それぞれの消費税額の合計を分けて記載しなくてはならない、ということに加えて、「適格請求書発行事業者の登録番号の記載」も求められます。

下記の(株)山田商事の請求書のサンプルをご参照ください。

区分記載請求書(現行)

～令和5年9月

請求書

〇〇(株)御中

(株) 山田商事

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉	※5,400円
	⋮	
	合 計	43,600円
	(10%対象)	22,000円)
	(8%対象)	21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス

令和5年10月～

請求書

〇〇(株)御中

(株) 山田商事

登録番号 **T123456789012**

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉	※5,400円
	⋮	
	合 計	43,600円
	10%対象	22,000円 内税 2,000円
	8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **税率ごとに区分した消費税額等**